

平成 29 年 3 月 28 日

平成29年登米市議会定例会  
3月特別議会 議案

登米市議会

議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第 3 号	専決処分の報告について	5
報告第 4 号	登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	6
議案第 31 号	平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 32 号	平成 28 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 33 号	平成 28 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 34 号	平成 28 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 35 号	平成 28 年度登米市病院事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 36 号	登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について	10
議案第 37 号	工事請負契約の締結について	12
議案第 38 号	平成 28 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分の変更について	13



## 報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月28日提出

登米市長 布施 孝 尚

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	平成28年12月16日	平成28年11月11日、登米市南方町山成地内の駐車場において、職員の運転する公用車が駐車してあった相手方車両に接触したもの	80,590円 その余の請求を放棄
交通事故	平成29年2月16日	平成28年12月20日、登米市迫町佐沼字江合地内の市道交差点において、職員の運転する公用車が信号待ちで停車していた相手方車両に追突したもの	169,560円 その余の請求を放棄
営造物の 管理瑕疵	平成29年2月28日	平成28年11月28日、登米市迫町佐沼字江合地内の登米市民プール駐車場内において、相手方車両が駐車場に進入した際、駐車場内入口横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、相手方車両を破損させたもの	179,842円 その余の請求を放棄

## 報告第4号

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成28年12月28日、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）及び登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成29年3月28日提出

登米市長 布施孝尚

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 45 号）及び登米市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 46 号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 12 月 28 日

登米市長 布 施 孝 尚

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条、第 8 条の 3 第 1 項から第 3 項まで及び第15条第 1 項において同じ。）」を加える。

第 8 条の 3 第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「とあるのは「第15条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「とあり、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養

育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

（登米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2」を「第2条の3」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、

第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第18条第2項中「基づく」を「よる」に、「を与えられている」を「又は第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該特別休暇」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「を与えられている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を与えられている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

**議案第 36 号**

登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

登米市立幼稚園授業料等徴収条例（平成17年登米市条例第80号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年 3 月28日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

登米市立幼稚園授業料等徴収条例（平成17年登米市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の授業料徴収金額表中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改め、同表の備考 4 の表を次のように改める。

兄弟等の数		徴収金額（月額）
1 人	第 1 階層から 第 3 階層まで	0
	第 4 階層から 第 6 階層まで	この表に定める徴収金額の 2 分の 1 の額
2 人以上		0

別表第 1 の備考 5 の表中「1,500円」を「800円」に改める。

別表第 2 の預かり保育料徴収金額表中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改め、同表の備考 5 の表を次のように改める。

兄弟等の数		徴収金額（月額）
1 人	第 1 階層及び 第 2 階層	0
	第 3 階層から 第 6 階層まで	この表に定める徴収金額の 2 分の 1 の額
2 人以上		0

別表第 2 の備考 6 の表第 4 階層の項中「950円」を「700円」に、「150円」を「200円」に改め、同表第 5 階層の項中

「

1,750 円	0	1,750 円	0	1,750 円	0
---------	---	---------	---	---------	---

を  
」

700円	0	700円	0	200円	0	に
------	---	------	---	------	---	---

改める。

別表第3の保育所型預かり保育料徴収金額表中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改め、同表の備考4の表を次のように改める。

兄弟等の数		徴収金額（月額）
1人	第1階層及び第2階層	0
	第3階層から第6階層まで	この表に定める徴収金額の2分の1の額
2人以上		0

別表第3の備考5の表第4階層の項中「950円」を「700円」に、「150円」を「200円」に改め、同表第5階層の項中「4,000円」を「700円」に、「2,750円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第 37 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 28 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 1 契約の目的  | （仮称）登米インター工業団地造成（第 2 期）工事     |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札                     |
| 3 契約金額   | 387,720,000 円                 |
| 4 契約の相手方 | 浅野工務店・猪又組特定建設工事共同企業体          |
|          | 代表者 宮城県登米市米山町西野字新五反口 18 番地の 2 |
|          | 株式会社 浅野工務店                    |
|          | 代表取締役 浅野 雅光                   |
|          | 構成員 宮城県登米市東和町米谷字根廻 26 番地      |
|          | 株式会社 猪又組                      |
|          | 代表取締役 猪又 和男                   |

## 議案第 38 号

### 平成 28 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分の変更について

平成29年登米市議会定例会 2 月定期議会において議決を得た「平成28年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について」を次のとおり変更したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 28 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 1 引当金計上する貸付金 変更前

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
医学生奨学金貸付金	平成28年度	18,000,000	18,000,000	18,000,000
看護師奨学金貸付金	平成28年度	17,400,000	17,400,000	17,400,000
合計		35,400,000	35,400,000	35,400,000

#### 変更後

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
医学生奨学金貸付金	平成28年度	18,000,000	18,000,000	18,000,000
看護師奨学金貸付金	平成28年度	16,800,000	16,800,000	16,800,000
合計		34,800,000	34,800,000	34,800,000

#### 2 資本剰余金を処分する日付 平成29年 3 月31日